

屋外広告物規制の見直しについて【概要版】

基本的な考え方

地域特性を踏まえた規制に見直す
 地区指定によるきめ細かな誘導を図る
 安全管理を強化する

1 地域特性に応じた規制区域を見直す

屋外広告物の許可地域については、現行の市内一律の基準から、本市の地域特性に応じた屋外広告物の掲出を図るため、規制基準（高さ、面積、色彩等）を設定する。

現行の地域	規制地域の見直し	景観特性
一律の許可地域	第1種許可地域・自然環境等の保全地域	山地丘陵景観 田園集落景観
	沿道型許可地域・国道及び鉄道沿線区域	
	第2種許可地域・住居系の用途地域	住宅地景観
	第3種許可地域・工業、商業系の用途地域	都心部景観 工業流通景観

【規制地域の考え方と対象地域】

規制基準	区分	考え方	対象地域
規制基準強	第1種許可地域	広告物の表示を極力抑制	・市街化調整区域 ・用途地域を除く非線引き地域 (国道、鉄道の両側50m以内を除く。)
	沿道型許可地域	自然環境との調和を図り、広告物の表示をある程度抑制	・国道、鉄道の両側50m以内 (用途地域の区域を除く。)
	第2種許可地域	広告需要が高い地域であり、ある程度広告物の表示を許容	・第1種低層住居専用地域 ・第1、2種中高層住居専用地域 ・第1、2種住居地域 ・準住居地域
規制基準弱	第3種許可地域	最も広告物需要の高い地域であり、広告物の表示を許容	・商業、近隣商業地域 ・工業、準工業地域 ・工業専用地域

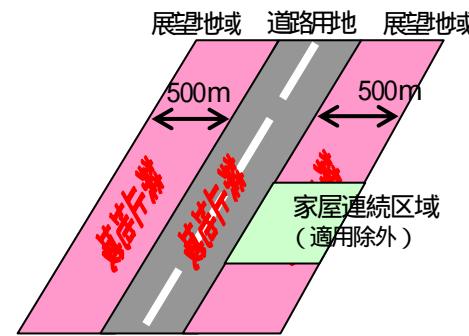
2 禁止地域及び禁止物件を見直す

良好な景観形成や風致の維持を図るため、現在高速道路沿線や風致地区などを禁止地域に指定しているが、より良好な都市景観を形成するため、新たな地域及び物件を追加する。

禁止地域の追加

- ・北関東自動車道の道路用地及び展望できる地域
- ・宇都宮県立自然公園の区域
- ・JR宇都宮駅東口駅前広場
- ・東北自動車道の道路用地
- ・日光宇都宮道路の道路用地

禁止地域指定のイメージ



1 展望できる地域

道路の両側からおおむね500mの範囲
 (山岳等自然の立地条件により広告物が展望できない場合は除外)

2 家屋連続区域

建築物間の距離が50m間隔で30戸以上連続している地域

禁止物件の追加

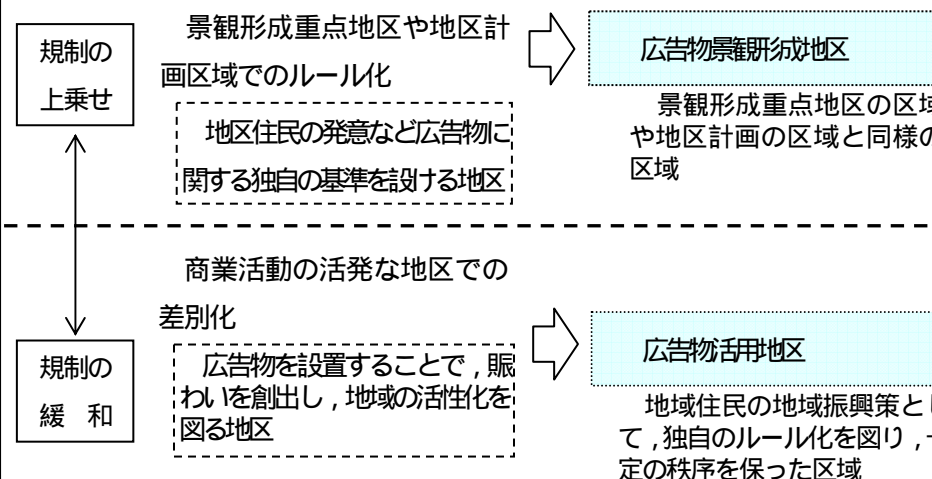
・景観重要建造物、景観重要樹木
 愛着の持てる景観づくりを行うため、市民に親しまれている建造物や樹木は、景観法に基づく積極的な保全・活用を行うため、広告物の掲出を禁止する。



参考)景観重要建造物及び景観重要樹木のイメージ

3 独自のルールを定める地区制度を導入する

景観計画に基づく「景観形成重点地区」など、よりきめ細かな基準（ルール）が定められるような地区制度を導入する。



4 屋外広告物の管理者設置を義務付ける

良好な景観の維持や公衆への危害を防ぐには、広告物を常に良好な状態に保つ必要があるため、現行では任意で広告物の管理者設置をお願いしていたが、今後は広告物の定期的な点検を行う管理者の設置を義務付ける。

広告物の管理者

都道府県や政令市、中核市などで行われる屋外広告物講習会を修了した方
 屋外広告士
 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって、広告美術仕上げに係る方

5 既に許可を受けている広告物の経過措置を設ける

禁止地域や許可地域の見直しにより、条例改正前に許可を受けている屋外広告物については、以下の経過措置を設ける。

(1) 許可地域から禁止地域となる場合

許可地域が新たに禁止地域となる場合における許可広告物については、最大3年間表示することができる。

(2) 新許可基準の適用を受ける場合

条例改正前に許可を受けている屋外広告物で、改正後の新許可基準に適合しない広告物については、改修や変更をする時には、新許可基準に適合させる。(広告物の大きさ変更、建替えをする場合は、新許可基準に合わせる。)

6 施行期日

平成20年7月1日

ただし、「4 屋外広告物の管理者設置を義務付け」については、平成21年1月1日から施行。

また、新許可基準の適用は、平成21年1月1日から適用となります。